

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和2年10月13日(火) 午後1時30分～午後2時40分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出席	市長、内田副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席：秘書課長

議題1：令和3年度（2021年度）予算編成方針について	
担当部課等	財政課
説明者	政策部長、財政課長、課長代理（財政担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 (意見) 業務運営費の10%削減については、一律で安易に削減し、本当に必要な部分を削ることの無いよう、各課には選択と集中を意識した要求をさせた上で調整を行うこと。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市市税条例の一部を改正することについて	
担当部課等	市民税課、資産税課
説明者	総務部長、市民税課長、資産税課長、課長代理（税制収納管理担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 固定資産の現所有者の申告について、本市では山林が多く、相続人が不明となっている共同所有の土地が多い。新東名の用地買収等で国も対応に苦慮していた様子だが、そのようなものの解消に繋がるのか。 A. 固定資産税として課税する土地であれば、現所有者が判明</p>

	<p>することに繋がると思われるが、非課税となるような土地までは対象とならない。</p> <p>国は、東日本大震災以降、所有者不明の土地を減らすよう自治体に様々な照会をしており、それに協力をしている。今後も国の動向を確認し、研究していく。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題 3：秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	債権回収課
説 明 者	総務部長、債権回収課長、課長代理（債権回収第一担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 用語の改正とあるが、専決処分の報告とせず、議案とする理由は何か。 A. 条例の改正については、本市が独自の判断をする余地がない場合に限り、専決処分できることとなっている。今回の改正は、市税に準じる債権について、これまでと同様に市税に準じて延滞金を算出するという本市独自の判断をするものであるため、議案とするもの。</p>
会 議 結 果	原案了承

—以上—